

14.5.18

3

吾等は何故に加護を

卷之三

議員の協議の席上吾等が中途に退場しなったる理由は、吾總盟全體大會開催以後、度々開かれた大阪機械労働組合の種々の會議並合會に於て幹部派の諸君に反対したる其の精神は、吾總盟並に日本の勞働運動の發展の爲を思つたからである。

新党なる同志諸君！

ある大阪電氣労働組合大阪印刷労働組合の二組合を、大阪聯合會より總同盟より除名せんとしたのである。此の重大なる問題に對しては、主として労働組合の立場から、人、事、もの三點に亘り、

吾等が大阪聯合大會に自由討論を主張したのは事重大なるが故に少數にて、もとよりの用意あること云ふ事を大會出席者議員諸君の考

難してお其の如きがおなじことをおなじに居てお見舞のう
處に入れられん事を希望せるが故であつた。然るに彼等幹部は自己の意見を組合全體の意見の如く裝はんがため

大會に出席する代議員をして自由討論を許さず、能くまで自己の意志を組合員全部の意志の如くに社会を曉へせんとしたのである。此志に於て吾等は幹部の斯の如き頗る勞なる陰謀に對して、そうした手

段の誤れるを指摘し、以て正しき見地から批判なし、随つて吾が機械労働組合を眞に労働運動の立場に立てて大阪聯合會の中堅だらし

言論に壓迫を加へ、それのみならず大阪聯合大會出席代議員の資格剥奪を決議をしたのである。

最早斯の如き状態にたち至り吾等は幹部派のかゝる卑劣なる暴舉に服從するに忍びず、涙をのんで斷然席を蹴つて退場なさねばならぬ事體に至つたのである。

事態トヨシカのつね

労働運動は大衆運動でなくて何であらう、故に労働組合は一部少數幹部の獨占物であつたり、又そうした人達の地盤擁護の機關である

事は断じて許さる可きものでは無い。

卷之三

は力者連れてなくて何てありや
占物であつたり、又そうしたも
て許さる可きものでまよ、。

困難であるから、大會に控訴して居る事を認められ、現状の儘にして置いてもらひ度い。かそれも不可なれば解散せます。故に本部の直屬部を設けられ、直屬版を出され、其の兩機関に參與さして貢ひ度い。

二項は承認

三項は全部中央委員が辭任する必要は無いと思ふ。

四項は之を承認し、尙必要であれば幾名でも辭任致します。

右の解答を見る時に彼等幹部の不誠意を何人たりとも認めざるを得ない、あらゆる點で、最後に彼等幹部は、かかる重大問題に對して、あたかも香呑物の如き下劣なる懸引と何等變るところはない行爲を、敢てなし幹部の態度は一般民衆運動の精神を没却したものである。殊に地方評議會の除名取消しの不承認に至つては、評議會が除名通告の聞き入れられるべき事である。

我等は思ふ今少し幹部諸君にして誠意あり總同盟の進路を誤らしある様に努力するの志あらば、何故に一般組合員に此の調停案を示し、全組合員に鬱らなかつたか、恐らく組合員諸君は直ちに此の調停案を承認したであつて、斯の如き、かるが事実を見るも彼等幹部の惡の二つである。

如何に無誠意非常識なるかを知る事が出来る。

全國大會の陰謀

る我が總同盟全國大會に於て好策を講じ自己の意のままに爲したものである。以下この件の眞相を報表し、幹部立件動を提案する豫定なり議案として、關東地方評議會から婦人幹部立件動を提案せん。豫定ならしも、幹部派は、若し評議會の名に依つて提出するならば其の議案の内容の如何にか、はらず絶対に反対する旨張り、大阪から提出の止む無きに至らしめた事實もある。今後労働運動の發展進歩の上に重大なる關係有る事実、甲が提案すれば乙が反対して乙から提出するならば賛成する等は、實に言語同調であり、大會の神聖除無視したる行動でなくて何んである。又大會第三日の最終日に専名問題を提出するに就いて、彼等は自己の目的の貫徹せざるを知り、忠奸にも誤解をめぐらし資格無き「ニワカ」逃れの代議員を關東同盟の中に造り、以つて大會の決議を左右しようとした。是れ大會をして彼等少數幹部が我が意のまゝに爲し大會の權威を冒瀆した行爲で無くて何んて有らう。